



平成 28 年 7 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ジェイホールディングス
代表者氏名 代表取締役社長 吉井 史彦
(コード番号：2721 JASDAQ)
問合せ先 取締役副社長 森島 雅春
電話番号 03-6430-3461 (代表)

内部管理体制及び適時開示体制の不備にかかる再発防止策の 進捗状況に関するお知らせ

当社が、平成 28 年 3 月 30 日付「内部管理体制及び適時開示体制の不備にかかる再発防止策に関するお知らせ」及び平成 28 年 4 月 5 日付「「内部管理体制及び適時開示体制の不備にかかる再発防止策のお知らせ」の一部追加について」(本 2 件の適時開示を以下、「再発防止策開示」といいます。)において公表致しました再発防止策に関して、現時点での進捗状況につきまして下記の通りお知らせ致します。

記

1. 当社の新体制について

当社は、再発防止策開示において、当社において役職員の法律知識の不足等を原因とする社内手続き及び適時開示に関する不備(以下、「本件不備」といいます。)の発生を重篤に受け止め、経営責任の所在を明確化するため、平成 28 年 3 月 7 日付「代表取締役の異動及び役員人事に関するお知らせ」にて公表致しました通り、平成 28 年 3 月 30 日付で、役員の異動を行い、1) 当社取締役会構成員及び管掌業務の見直し、2) 当社監査役会構成員の見直し等、3) 当社子会社取締役の構成員及び管掌業務の見直しを行う旨、記載致しました。

1) 当社取締役会構成員及び管掌業務の見直し

- ① 平成 28 年 3 月 30 日付にて、吉井史彦は当社代表取締役社長に新たに就任し、当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」といいます。)の業務全般を管掌しております。
- ② 同日付にて、森島雅春(以下、「森島」といいます。)は当社取締役副社長に新たに就任し、当社管理本部を管掌しております。
- ③ 同日付にて、川口達也は当社取締役に新たに就任し、当社グループの IT 業務を管掌しております。
- ④ 同日付にて、薛在秀(以下、「薛」といいます。)は当社取締役に新たに就任し、管理本部付にて子会社管理業務、文書管理業務を管掌しております。

2) 当社監査役会構成員の見直し等

- ① 平成 28 年 3 月 30 日付にて、前一樹は常勤監査役として新たに就任し、監査役会の議長職を務めるとともに、当社グループの取締役会運営、稟議を含む社内手続きの運用、内部監査室監査を主とする内部統制に関する業務を中心として監査することと致しました。
- ② 石井淳一は、社外監査役として留任し、監査における責任分担を明確化する目的で、当社グループの財務会計に関する業務を中心として監査することと致しました。
- ③ 四方直樹は、社外監査役として留任し、上記理由により、当社グループの法務及びコンプライアンスに関する業務を中心として監査することと致しました。

3) 当社子会社取締役の構成員の見直し

- ① 平成 28 年 3 月 30 日付にて、当社子会社である株式会社シナジー・コンサルティングの職員であった植野哲は、同社代表取締役に昇格し、当社グループの不動産事業を管掌しております。
- ② 同日付にて、当社子会社である株式会社ジェイスポーツの職員であった岩瀬嘉廣は、同社代表取締役に昇格し、当社グループのスポーツ事業を管掌しております。
- ③ 同日付にて、当社子会社である株式会社フクロウの職員であった川口達也は、同社代表取締役に昇格し、当社グループの IT 事業を管掌しております。

2. 再発防止策

1) 内部管理体制の強化

① 管理本部の強化

再発防止策開示において、ア) 平成 28 年 4 月より管理本部を専任管掌する取締役を 2 名配置すること、イ) 平成 28 年 5 月末を目途に専門性の高い実務担当者の増員について記載致しました。

ア) 管理本部専任取締役の配置

平成 28 年 3 月 30 日より、1. 1) ②及び④に記載の通り、管理本部管掌として、取締役 2 名（森島、薛）を専任にて配置しております。森島は、管理本部全般を管掌するとともに、適時開示対策チームを主宰しております。薛は、管理本部において、子会社管理部門、総務部門、文書管理部門を管掌しております。

イ) 実務担当者の増員

平成 28 年 6 月 1 日付にて、上場会社において適時開示業務、内部管理業務の実務経験を有する公認会計士試験合格者を新たに雇用し、管理本部長として内部管理業務に従事させております。

② 取締役会に関する業務プロセスの明確化

再発防止策開示において、ア) 平成 28 年 4 月より、取締役会議事資料の参加者への事前配布の徹底、イ) 議事録の記載内容を詳細に行い、関係書類を添付し管理すること、ウ) 外部専門家の取締役会参加による説明、助言の要請について記載致しました。また、追加施策として、エ) 取締役会開催頻度の向上、オ) 取締役会規程の改正を行いました。

ア) 平成 28 年 3 月 30 日開催の取締役会より、取締役会議案を添付した招集通知の会議参加者への事前配布について、取締役会規程に即した厳格運用を実施しております。

イ) 同日開催の取締役会より、議事録について事案の発生からの経緯、議事内容の詳細な記載及び関係資料の添付を実施しております。

ウ) 同日開催の取締役会より、事案に応じて、法務、会計、税務等に関する外部専門家人材にオブザーバーとしての参加を要請しております。

具体的には、平成 28 年 4 月 25 日付当社取締役会にて、子会社に対する債権の株式化（デッド・エクイティ・スワップ。以下、「本件 DES」といいます。）及び子会社からの経営指導料の徴収等、連結財務諸表に影響を及ぼす会計的に複雑な事案について、顧問会計士（当社は、会計監査人である清和監査法人とは別途、二名の公認会計士と顧問契約を締結しており、連結財務諸表に影響を与える事案等、経営判断において会計上の専門知識を要する事項について、適宜助言を受けております。）からの助言を頂いており、本件 DES 実施の詳細が確定した平成 28 年 4 月 28 日付にて、取締役会を開催し、本件 DES を決議し、適時開示致しております。今後発生する事案に関しても、事案内容に応じて顧問弁護士、顧問会計士、顧問税理士の出席の要請を行って参ります。

尚、上記に追加して、以下の施策を実施しております。

エ) 取締役会開催頻度の向上

平成 28 年 4 月 15 日以降、従来原則月 1 回開催されていた当社取締役会を月 2 回の頻度（原則各月の 15 日と 25 日）にて開催しております。下記記載の内部管理会議と同日に開催することにより、同会議にて提案、問題提起された事案について、即日取締役会にて報告、審議、承認することにより社内諸問題の早期認識、解決を可能にしております。

オ) 取締役会規程の改正

平成 28 年 5 月 16 日開催の取締役会にて取締役会規程を改正し、取締役会要付議事項について定量基準を設定致しました。これにより、取締役会要付議の判定について恣意性を排除し、適時開示事案を含む重要事案については、取締役会での審議、承認を義務付けました。

③ 文書管理業務の適正化

再発防止策開示において、当社文書管理規程に基づく文書管理について、平成 28 年 4 月末を目途に適正な保管、管理体制を確保する旨記載致しました。

管理本部及び社内担当者が作成した重要文書（取締役会議事録、適時開示書類、契約書類、及び稟議書類等）に関して、文書管理担当取締役である薛が、再度、外形的要件及び社内手続き完了の確認を行った上で、適宜ファイリングを行い、また平成 28 年 1 月度分より一覧表の作成を行うことにより、一元管理を行い、重要文書の保管、管理体制を確保しております。

④ 監査役による監視、監督機能の強化

再発防止策開示において、ア) 監査役の取締役会への積極関与、イ) 監査役と当社外部専門家との連携の強化、ウ) 監査役に対する研修の実施、エ) 監査役の取締役会以外の社内会議への参加、オ) 社外監査役の来訪回数の増加、カ) 社外監査役と新任常勤監査役との意見交換の回数の増加、キ) 監査役による取締役会付議事項に対する再審議等、について記載致しました。また、追加事項としてク) 監査計画書の策定及び運用について記載しております。

ア) 監査役の取締役会への積極関与

上記、1) ②エ) 記載の通り、月 2 回の頻度とした取締役会に参加し、決議に先立つ審議において、積極的に質問、確認、指摘を行っております。

イ) 監査役と当社外部専門家との連携の強化

特に業務上関連の深い、当社会計監査人との間では、平成 28 年 5 月 24 日付当社子会社連結除外の件についての協議、平成 28 年 6 月 20 日付内部管理体制の改善状況についての協議を含め、月 1 回程度の頻度にて、面談、協議を行い、連携をしております。また、二名の顧問会計士とは、内部管理、四半期決算の状況等について、常勤監査役が意見、情報交換を行い、連携を強化しております。さらに、今後、内部統制、コンプライアンス体制等の現状や改善の可否等について、下記⑦に記載の早川真崇弁護士との間で必要に応じて、意見交換を実施することとしております。

ウ) 監査役に対する研修の実施

下記 2. 3) に記載の研修については、監査役も出席対象として受講しております。また、上記の早川真崇弁護士の助言を受け、今後も、外部講師による研修を実施する場合、必要に応じて、受講をすることとしております。

エ) 監査役の取締役会以外の社内会議への参加

下記 2. 1) ⑥記載の内部管理会議に、常勤監査役は毎回出席し、当社管理本部及び当社子会社の役職員から各社の内部管理及び営業状況についての報告を受け、質問、確認、指摘を行っております。

オ) 常勤監査役を含む社外監査役の来訪回数の増加

平成 28 年 4 月 15 日より、従来原則月 1 回開催されていた当社監査役会を月 2 回の頻度（原則各月の 15 日と 25 日）にて開催しております。開催頻度の向上により、社外監査役の来訪回数は、月 1 回から月 2 回に増加しており、内部管理会議に付議された事項及び社内の問題に対する監査役の意見徴求が速やかに実施されることを可能にしております。また、社外監査役のうち常勤監査役については、常時、電話等の手段により、同社の役職員との間で必要な情報収集や連絡を行い、監査業務を遂行しておりますが、これに加え、少なくとも週 1 回～2 回程度は出社し、同社の役職員と対面で、内部管理会議に付議された事項及び社内の問題に関する状況について直接報告を受け、質問や確認を行っており、よりの確かつ迅速に監査業務の遂行に努めております。

カ) 社外監査役と新任常勤監査役との意見交換の回数の増加

上記の通り、取締役会、監査役会の開催頻度の向上、内部管理会議、社内研修への参加、外

部専門家との連携の強化を通じて、監査役が出社する機会を増加させ、監査役間での意見、情報の交換についても頻度の向上を図っております。

キ) 監査役による取締役会付議事項に対する再審議等

監査役は、上記の通り、月 2 回の頻度にて開催される取締役会に参加し、付議事項の説明を受け、質問、意見を行っております。当該取締役会終了後に開催される監査役会において、再度、同日の取締役会での決議事項、審議事項について、再度、審議しております。

ク) 監査計画書の策定及び運用。

平成 28 年 4 月 25 日付監査役会にて決定した平成 28 年 12 月期監査役監査計画書に基づき、当社会計監査人である清和監査法人と綿密な連携の上、取締役会の運営状況、適時開示の状況に関する監査として、取締役会議事録の作成、保管状況、適時開示書類の記載内容確認を含む本年度の運用を開始しております。

⑤ 内部監査室の強化

再発防止策開示において、ア) 内部監査室職員に対する教育、研修、イ) 当社業務に対する監視の強化、について記載致しました。

ア) 内部監査室職員に対する教育、研修

内部監査室職員に対しましては、当社管理本部職員を対象とした社内研修に参加させるとともに、顧問会計士が、内部監査に関する指導を行っております。

イ) 当社業務に対する監視の強化

平成 28 年 4 月 25 日付取締役会にて平成 28 年 12 月期内部監査計画書を承認し、本年度の運用を開始しております。今期上半期におきましては、本件再発防止策に整合を取り、(ア)取締役会に関する事項、(イ)監査役会に関する事項、(ウ)決裁（稟議）手続きに関する事項、(エ)契約の締結に関する事項、(オ)内部管理会議に関する事項、(カ)適時開示に関する事項、(キ)役員に対する研修に関する事項、(ク)内部通報制度に関する事項、(ケ)会計監査人の監査における指摘事項を重点監査項目として検証を行っております。

⑥ 内部管理会議の設置について

再発防止策開示において、当社内に内部管理会議を設置する旨記載致しました。

平成 28 年 4 月 5 日付にて当社内に内部管理会議を設置し、当社代表取締役を議長とし、当社取締役及び監査役、子会社代表取締役、ならびに当社管理本部職員を構成員として、当社グループの内部管理体制及び適時開示体制の改善、強化のための横断的な報告、問題提起、監視機能を有する会議体として運用を開始致しました。

本会議は月 2 回（原則各月の 15 日と 25 日）の頻度にて開催され、毎月 25 日に開催される会議にて、当社グループ各社の代表者より前月の月次営業指標の報告を行い、グループ各社の営業動向を会議参加者が共有することにより、グループ内営業会議としての機能も持たせております。

⑦ その他

当社は、平成 28 年 6 月から、内部管理体制、適時開示体制及び法令順守体制（以下、「内部管理体制等」といいます。）の充実・強化を推進するという観点から、これらの分野の専門家である早川真崇弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー）に対し、内部管理体制等の充実・強化に向けた助言を受けるとともに、内部管理体制等に関する改善措置の実施状況等のモニタリングを委嘱することと致しました。

2) 法令順守体制の強化

① 決裁手続きに関する社内規程の整備及び運用の改善

再発防止策開示において、取締役会規程を含む社内規程の再整備、ならびに決裁手続き及び社内手続きの運用の改善について記載致しました。

ア) 取締役会規程の改正

平成 27 年 9 月 25 日付取締役会規程の改正により、適時開示が必要とされる事案について開示書面ドラフトの作成、東京証券取引所との事前相談等の社内手続きの完了を確認の上、決議を行う旨、規定しております。また、平成 28 年 5 月 16 日付改正により、上記稟議規程の改正と整合を取り、取締役会要付議事項を定量化しております。

イ) 稟議書式の改訂

平成 28 年 3 月 25 日付取締役会にて稟議書書式の改訂を決議し、即日運用を開始しております。新様式の稟議書には、取締役会付議及び適時開示の要否判定欄を設け、全ての稟申事項について管理本部長が要否判定を行うことを制度化しております。

ウ) 稟議規程の改正

平成 28 年 5 月 16 日付取締役会にて稟議規程（含む別表）の改正を決議し、即日運用を開始しております。改正後の稟議規程においては、会社の重要事実に関して、取締役会付議の明確な定量基準を定め、稟申の時点で取締役会決議や適時開示を要する事案を検出できる仕組みを構築し、運用致しております。

② 内部通報制度の充実

再発防止策開示において、ア) 役職員に対して、改めて内部通報制度の周知徹底を図ること、イ) 専用メールアドレスを設定し通報へのハードルを下げること、ウ) 年 2 回を目途に内部通報制度の窓口である監査役との個別面談を実施すること、エ) 第三者通報窓口の設置について検討を行うこと、を記載致しました。

ア) 内部通報制度の周知徹底

平成 28 年 4 月 28 日付全社会議において、当社グループの全役職員に対して、当該制度の主旨及び運用について改めて説明を行い、内部通報者が不利益を受けない旨再度強調しております。尚、今期（平成 28 年 1 月 1 日から 6 月 30 日）における通報実績はありませ

ん。

イ) 専用メールアドレスの設置

当社常勤監査役前一樹を内部通報窓口責任者として選任致しました。また、通報先として、同人のメールアドレスを告知しておりましたが、平成 28 年 7 月 4 日付にて、秘密情報管理の観点から、窓口責任者が変更になった場合の過去事案の確実な引継ぎを担保する観点から、専用メールアドレスを設定し、現時点においては、監査役の前のみを受信者として、全役職員に告知しております。

ウ) 内部通報窓口責任者による個人面談

全役職員を対象とする内部通報窓口責任者との個人面談を平成 28 年 7 月 15 日に実施致します。また、次回面談は平成 28 年 12 月を予定しております。

エ) 第三者通報窓口の設置について

平成 28 年 7 月 4 日付にて、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に所属する弁護士（上記の早川弁護士とは別の弁護士）を担当者とする外部通報窓口を新たに設置し、担当弁護士名、メールアドレスについて全役職員に告知しております。

3) 役職員に対する研修機能の充実

再発防止策開示において、役職員の知識、見識、及び危機意識の向上を図ることを目的として、全役職員を対象とする社内研修の実施を行う旨、記載致しました。

① 社内研修制度の制定

今般の不適正開示の要因の一つに役職員の知識、知見の欠如が挙げられたことから、平成 28 年 4 月 15 日付当社取締役会において社内研修制度を制定し、当社グループの全役職員を対象に月 1 回の頻度にて研修を実施することとし、運用を開始しております。

② 社内研修の実施状況

下記の日程及び概要にて全役職員を対象とする社内研修を実施しております。但し、当初は当社会議室の収容人員の関係上、同一のテーマについて、当社役職員（内部監査室職員を含む）対象研修と子会社役職員対象研修を分離実施しておりました。また、平成 28 年 6 月 29 日以降の研修については、子会社であるイザットハウスの連結除外により、当社グループの役職員総数が減少したため、全役職員を対象とした合同研修に改めております。

ア) 平成 28 年 4 月 26 日付にて、当社役職員を対象に、「会社法及び適時開示」について、外部弁護士を講師として研修を実施しております。

イ) 平成 28 年 4 月 27 日付にて、子会社役職員を対象に、「適時開示」について、顧問会計士を講師として研修を実施しております。

ウ) 平成 28 年 5 月 31 日付にて、当社役職員を対象に、「会計監査、財務諸表」について、顧問会計士を講師として研修を実施しております。

エ) 平成 28 年 5 月 31 日付にて、子会社役職員を対象に、「会計監査、財務諸表」について、顧問会計士を講師として研修を実施しております。

オ) 平成 28 年 6 月 29 日付にて、全役職員を対象に、「金融商品取引法、内部通報制度」について、顧問弁護士を講師として研修を実施しております。

以 上